

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 9 月 27 日（金）第 553 号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- | | |
|------------------------|------------|
| ○鹿児島県契約規則の一部を改正する規則（※） | （会計課取扱い） 1 |
| ○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※） | （会計課取扱い） 1 |

規 則

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第48号

鹿児島県契約規則の一部を改正する規則

鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第10号中「契約書」の次に「（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第12条第 3 項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第20条第 1 項中「契約書」の次に「（電磁的記録をもつて作成する場合にあつては、記名した契約書）」を加え、「提出期間は、前条第 1 項」を「提出期間は、同項」に改める。

第29条第 2 項中「書面」の次に「（当該請書その他これに準ずる書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

第38条中「変更契約書」の次に「（当該変更契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第49号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第28条中「塗まつ」を「塗抹」に改め、同条第 4 号中「契約書、請書」を「契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）、請書（当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）」に改める。

第 49 条の 2 第 2 号中「（電子的方式，磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）」を削る。

附 則

この規則は，令和 6 年 10 月 1 日から施行する。